

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(25)	2
江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(26)	2
公益法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(27)	2
江東区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例(28)	2
江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(29)	3
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(30)	3
江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(31)	3

◎規 則

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則(53)	18
江東区財団法人に対する助成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(54)	18
水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(55)	19
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(56)	19
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則(57)	30

◎規 則（教）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(18)	31
--	----

◎規 則（議）

江東区議会会議規則の一部を改正する規則(1)	32
------------------------------	----

◎訓 令（教）

江東区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正	
----------------------	--

(7)	32
-----------	----

◎告 示

保管自転車処分告示について（平成20年9月下旬分）(232)	33
景観行政団体の告示について(236)	33
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について(238)	33
都市計画の図書の縦覧について(239)	33
都市計画の図書の縦覧について(240)	33
都市計画の図書の縦覧について(241)	33
都市計画の図書の縦覧について(242)	33
東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(243)	33
虚偽の転入届の取消し及びこれに基づく住民票の無効について(244)	34
平成20年度補正予算の公表(251)	34
特定商業施設変更届出書の縦覧について(255)	36

◎告 示（教）

平成20年第10回江東区教育委員会定例会の招集(20)	37
-----------------------------------	----

◎告 示（選）

東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所(27)	37
江東区選挙管理委員会規程の一部改正(28)	37

◎告 示（監）

平成20年度第3回定期監査の結果に対する措置の公表(13)	38
-------------------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項	41
（平成20年第3回定例会）	

条	例
---	---

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第25号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(江東区議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 江東区議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月江東区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

(江東区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 江東区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年11月江東区条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(江東区特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 江東区特別職報酬等審議会条例(昭和39年7月江東区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「議員の報酬」を「議員の議員報酬」に改める。

第2条第3項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第26号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第27条の8第2号中「特別区職員互助組合」の次に「及び東京都職員互助組合」を、「組合費」の次に「並びに東京都職員互助組合の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子」を加え、同条第3号中「江東区職員互助会」を「職員がその福利厚生を目的として組織する団体で区長が適当と認めたもの」に、「及び貸付金の返還金」を「並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

公益法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第27号

公益法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への江東区職員の派遣等に関する条例(平成14年3月江東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第1項第1号中「財団法人江東区地域振興会」の次に「(昭和57年3月31日に財団法人江東区地域振興会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第2号中「財団法人江東区健康スポーツ公社」の次に「(昭和62年10月1日に財団法人江東区健康スポーツ公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

江東区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第28号

江東区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例

江東区財団法人に対する助成等に関する条例

（昭和61年3月江東区条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「財団法人」を「特例財団法人」に改める。

第1条中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づいて設立した財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条に規定する特例財団法人」に改める。

別表中「財団法人江東区地域振興会」の次に「（昭和57年3月31日に財団法人江東区地域振興会という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人江東区健康スポーツ公社」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人江東区健康スポーツ公社という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第29号

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「104,590円」を「104,960円」に、同項第2号中「56,710円」を「56,930円」に、同項第3号中「52,300円」を「52,480円」に、同項第4号中「28,360円」を「28,470円」に改める。

別表中「6,586円」を「6,673円」に、「8,281円」を「8,345円」に、「11,131円」を「11,147円」に、「12,642円」を「12,656円」に、「14,716円」を「14,708円」に、「15,702円」を「15,690円」に、「5,419円」を「5,485円」に、「6,410円」を「6,458円」に、

「7,967円」を「7,993円」に、「9,696円」を「9,676円」に、「10,930円」を「10,895円」に、「12,134円」を「12,097円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第30号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第31号

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年12月江東区条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1臨海副都心有明南地区地区計画の項中「平成18年12月東京都告示第1607号」を「平成20年6月東京都告示第893号」に改め、同表豊洲二・三丁目地区地区計画の項中「平成18年12月東京都告示第1606号」を「平成20年6月東京都告示第891号」に改め、同表臨海副都心有明北地区地区計画の項中「平成19年12月東京都告示第1636号」を「平成20年6月東京都告示第892号」に改める。

別表第2臨海副都心有明南地区地区整備計画の項及び豊洲二・三丁目地区地区整備計画の項を次のように改める。

臨 海 副 都 心 有 明 南 地 区 地 区 整 備 計 画	有 明 南 1 区 域 Q 街 区	次に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物 1 医療施設 2 研究施設 3 法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物 4 前3号の建築物に附属するもの	10分の40			15,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	80メートル(A. P. からの高さによる。)			
	有 明 南 2 区 域 D ・ E 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に規定するもの 2 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの	10分の9。ただし、下水道中継ポンプ所の用に供する建築敷地(敷地面積が400平方メートル以下のものに限る。)にあつて				計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	70メートル(A. P. からの高さによる。)			

		は、 10 分の 20 とす る。								
有明南3区 域A街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に規定するもの 2 法別表第2（り）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの				7,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	130メートル（A. P. からの高さによる。）			
有明南3区 域B街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に規定するもの 2 法別表第2（り）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの				7,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	130メートル（A. P. からの高さによる。）			
有明南3区 域C街 区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物				9,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	130メートル（A. P. からの高さによる。）			
有明南3区 域	次に掲げる用途の建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供す				15,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	80メートル（A. P. からの高さによる。）			

F 街 区	るものを除く。)以外の建築物 1 事務所 2 展示場 3 駅舎 4 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの 5 法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物 6 前各号の建築物に附属するもの									
有 明 南 3 区 域 G 街 区	次に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物 1 事務所 2 展示場 3 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの 4 法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物 5 前各号の建築物に附属するもの				6,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	80メートル(A.P.からの高さによる。)			
有 明 南 3 区 域 G - 1 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの				6,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	100メートル(A.P.からの高さによる。)			

有明南3区 域I街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの				5,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	100メートル(A. P. からの高さによる。)			
有明南3区 域J街 区	次に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物 1 電気通信交換施設 2 事務所 3 自動車庫 4 休憩所、公衆便所 その他これらに類するもの 5 法第48条に基づき特定行政庁が許可した建築物 6 前各号の建築物に附属するもの				5,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	55メートル(A. P. からの高さによる。)			
有明南3区 域L・M街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの				8,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	110メートル(A. P. からの高さによる。)。ただし、イーストプロムナードとの境界線から60メートル以内の部分については、130			

								メートル (A. P. からの高 さによる。) とする。			
有 明 南 3 区 域 O 街 区	次に掲げる用途の建築物以外の建築物 1 水道施設 2 展示場 3 休憩所、公衆便所 その他これらに類するもの 4 前3号の建築物に附属するもの						計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	40メートル(A. P. からの高さによる。)			
有 明 南 3 区 域 P 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの					7, 000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分及び南西隣地境界線側に設ける公共公益上必要な階段を除く。	110メートル(A. P. からの高さによる。)			
豊 洲 二 ・ 三 丁 目 地 区 地 区 整 備 計 画	1 街区 次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの					3, 000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路5号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ1	165メートル(地盤面からの高さによる。この場合において、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又			

							0メートル未満の部分に限る。)	はハの定めるところによる。)		
							2 3号壁面については、歩行者用階段、スロープその他これらに類する用途に供する部分			
							3 4号壁面については、地下鉄出入口建屋及び歩行者用階段、スロープその他これらに類する用途に供する部分			
3 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの					3, 000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路5号、水域間連絡通路及び歩行者連絡通路3号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやさらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。) 2 デッキ、階	80メートル(地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。)		

							段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分				
4 - 1 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの					3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路4号及び水域間連絡通路については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。) 2 デッキ、階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分				
5 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性					3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。	130メートル(地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1			

		風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの				3, 0 00平方メートル	1 歩行者通路 5号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。)	項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。)		
6 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(り)項に掲げるもの					3, 0 00平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路3号及び7号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。) 2 デッキ、階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分 3 供給処理施設など公益上			

						必要な施設			
7 街 区	法別表第2(ほ)項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫を除く。				3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路4号及び7号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。) 2 階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分 3 供給処理施設など公益上必要な施設	180メートル(地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。)		
8 - 1 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(へ)				3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、2号壁面については、道路と接続する歩行者用の階段、スロープその他これらに類する用途に供する建築物の部分を除く。	70メートル(地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに		

	項第1号、第2号、 第4号又は第5号 に掲げるもの						該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。)		
8 - 2 街区	法別表第2（ほ）項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫を除く。				3, 0 00平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 水域間連絡通路に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分（歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。） 2 階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分	50メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。)		
8 - 3 街区	法別表第2（ほ）項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫を除く。				3, 0 00平方メートル。 ただし、配電施設を除く。	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 水域間連絡	155メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号		

							通路に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分（歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。） 2 デッキ、階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分	155メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。）				
8 - 4 街 区	法別表第2（ほ）項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫を除く。					3, 0 00平 方メー トル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 水域間連絡通路に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分（歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。） 2 デッキ、階段、	155メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第2条第1項第6号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。）				

						スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分			
小 学 校 街 区	法別表第 2（ほ）項に掲げる建築物				3, 0 0 0 平 方メー トル	計画図に示す壁面の位置	3 0 メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第 2 条第 1 項第 6 号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、ロ又はハの定めるところによる。）		
9 - 1 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第 2（り）項に掲げるもの				3, 0 0 0 平 方メー トル	計画図に示す壁面の位置			
9 - 2 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第 2（り）項に掲げるもの		1 0 分 の 2 0		3, 0 0 0 平 方メー トル	計画図に示す壁面の位置。ただし、デッキ、階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物の部分を除く。	1 7 5 メートル（地盤面からの高さによる。この場合において、令第 2 条第 1 項第 6 号イ、ロ又はハのいずれかに該当するときは、それぞれイ、		

								ロ又はハの 定めるところによる。)			
--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	--	--	--

別表第 2 臨海副都心有明北地区地区整備計画の
項中

「	有明北 2 区 域 2 - 8 - A 街 区	次の各号に掲げる用途の建築物 1 法別表第 2 (ほ) 項に掲げるもの。 ただし、建築物に附属する自動車車庫は除く。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの				5, 000 平方メートル	計画図に示す壁面の位置	120 メートル (A. P. からの高さによる。)。ただし、120 メートルを超える塔屋、機械室の部分でその部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合は、125 メートルとする。				」
---	-------------------------	---	--	--	--	---------------	-------------	--	--	--	--	---

を

「	有明北 2 区 域 2 - 8 - A 街 区	次の各号に掲げる用途の建築物 1 法別表第 2 (ほ) 項に掲げるもの。 ただし、建築物に附属する自動車車庫は除く。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの				5, 000 平方メートル	計画図に示す壁面の位置	120 メートル (A. P. からの高さによる。)。ただし、120 メートルを超える塔屋、機械室の部分でその部分の水平投影面積の合計が当該				
---	-------------------------	---	--	--	--	---------------	-------------	--	--	--	--	--

							建築物の 建築面積 の8分の 1以内の 場合は、1 25メート ルとする。		
有明 北3 区 域 3- 2 街 区	次の各号に掲げる用 途の建築物以外の建 築物 1 学校 2 幼稚園、保育所、 その他これらに類 するもの 3 前2号の建築物 に附属するもの				10, 000 平方メ ートル (ただ し、幼 稚 園、保 育所 そ 他 こ れ ら に 類 す る も の に つ い て は こ の 限 り で は な い。)	計画図に示す壁 面の位置	30メート ル(A. P. からの高さ による)。た だし、30メ ートルを超 える塔屋、機 械室の部 分でその 部分の水 平投影面 積の合計 が当該建 築物の建 築面積の 8分の1以 内の場 合は、35メ ートルと する。		

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規	則
---	---

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第53号

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月江東区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項第4号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同項第8号中「別表」を「別表第1」に改める。

(江東区職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 江東区職員の期末手当に関する規則(昭和50年3月江東区規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号、第4条の2及び第5条の2第2項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 江東区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月江東区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号及び第4条の2第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

江東区財団法人に対する助成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第54号

江東区財団法人に対する助成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区財団法人に対する助成等に関する条例施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)の

一部を次のように改正する。

題名中「財団法人」を「特例財団法人」に改める。

第1条中「財団法人」を「特例財団法人」に改める。

第2条中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて設立した財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条に規定する特例財団法人」に改め、「の各号」を削る。

第3条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第4条第2項中「あつた」を「あった」に、「なかつた」を「なかった」に改める。

第5条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第7条第1項中「第2条第1項第2号」を「第2条第2号」に改め、同条第2項中「承認書」を「申請書」に改める。

第8条中「の各号」を削る。

別記第1号様式中「別記第1号様式」の次に「(第2条関係)」を加え、「平成」、「(財)江東区地域振興会」及び「理事長」を削り、「財団法人」を「特例財団法人」に改める。

別記第2号様式中「別記第2号様式」の次に「(第3条関係)」を加え、「江総総」、「財団法人江東区地域振興会」及び「理事長」を削り、「江東区財団法人」を「江東区特例財団法人」に改める。

別記第3号様式中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改め、「財団法人」及び「理事長」を削る。

別記第4号様式中「第4号様式」を「別記第4号様式」に改め、「財団法人」及び「理事長」を削る。

別記第5号様式中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改め、
「財団法人

理事長」を削り、「江東区財団法人」を「江東区特例財団法人」に改める。

別記第6号様式中「第6号様式」を「別記第6号様式」に改め、
「財団法人

理事長」を削り、「江東区財団法人」を「江東区特例財団法人」に改める。

別記第7号様式中「第7号様式」を「別記第7号様式」に改め、

「財団法人

理事長」を削り、「江東区財団法人」を「江東区特例財団法人」に改める。

別記第8号様式中「第8号様式」を「別記第8号様式」に改め、

「財団法人

理事長」を削り、「江東区財団法人」を「江東区特例財団法人」に、「前2号」を「ア・イ」に、「各号の一」を「いずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第55号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和43年8月江東区規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「104,590円」を「104,960円」に、「56,710円」を「56,930円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,300円」を「52,480円」に、「28,360円」を「28,470円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第56号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和40年3月江東区規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区老人福祉法施行細則

第3条第4号から第6号までを削る。

第4条中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第5条第1項中「別記第8号様式」を「別記第

5号様式」に改め、同条第2項中「し、又は停止」及び「・停止」を削り、「別記第9号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第3項中「別記第10号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第6条第1項中「別記第11号様式」を「別記第8号様式」に、「養護受託書」を「養護委託書」に、「別記第12号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「別記第10号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「行つた」を「行った」に改める。

第7条中「別記第15号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第8条中「第1条」を「第1条の7」に、「別記第16号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第9条第3号中「第1号」を削り、「同項第2号に規定する標準負担額」を「同項に規定する食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として厚生労働省令で定める費用（その額が現に当該食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額とする。）」に改める。

第10条中「規則の」を「規則に」に改める。

別表第2中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者」を加え、

「 30,000円以下
30,001円以上80,000円以下 」

を

「 15,000円以下
15,001円以上40,000円以下 」

に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円以上280,000円以下」を「70,001円以上183,000円以下」に、「280,001円以上500,000円以下」を「183,001円以上403,000円以下」に、「500,001円以上800,000円以下」を「403,001円以上703,000円以下」に、「800,001円以上1,160,000円以下」を「703,001円以上1,078,000円以下」に、「1,160,001円以上1,650,000円以下」を「1,078,001円以上1,632,000円以下」に、「1,650,001円以上2,260,0

00円以下」を「1,632,001円以上2,303,000円以下」に、「2,260,001円以上3,000,000円以下」を「2,303,001円以上3,117,000円以下」に、「3,000,001円以上3,960,000円以下」を「3,117,001円以上4,173,000円以下」に、「3,960,001円以上5,030,000円以下」を「4,173,001円以上5,334,000円以下」に、「5,030,001円以上6,270,000円以下」を「5,334,001円以上6,674,000円以下」に、「6,270,001円以上」を「6,674,001円以上」に改める。

別記第1号様式中「(第1号様式)」を「別記第1号様式(第3条関係)」に、

「

1	申請受理
2	相談のみ
3	他機関紹介

」

を

「

1	申請受理	介護保険(要介護)
2	相談のみ	
3	相談継続	
4	他機関紹介	

」

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第3条関係）

区 分

区 分

措 置 決 定 調 書

(フリガナ)

氏 名

性別

住 所

入所施設名

施 設 住 所

電 話

本 籍 地	筆頭者氏名					
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)					
身体 の 状 況	身障手帳 (種 級) 疾病名 発病月日					
精 神 の 状 況	疾病名 発病月日					
生 活 の 状 況	健康(虚弱・ときどき臥床・臥床) 寝具の上げ下ろし(可・一部可・否) 食事(可・一部可・否) 用便(可・一部可・否) 寝起き(可・一部可・否) 歩行(可・一部可・否) 洗面(可・一部可・否) 入浴(可・一部可・否) 洗濯(可・一部可・否) 着替え(可・一部可・否)					
養護者の状況						
	氏名	続柄	性別	同居・別居	年齢	電話
	住所					電話(勤務先)
扶養義務者						
金銭管理者						
親族の状況						
措置決定理由	身体 精神 環境 経済					
備 考						

決 定 日		決定内容		事由	
措置開始日					
本人氏名					
住所					
扶養義務者氏名					
住所					
入所施設名					
所在地					
【措置費】					
一般生活費	円	病弱者加算	円	小計	円
老人日用品費	円	被服費加算	円	事務費	円
生活費	円	移送費	円		
冬季加算		葬祭費	円	合計	円
日用品費	円				
期末加算	円	その他	円		
【本人】					
収入	必要経費	対象収入			
階層	部屋人数 人部屋	%	施設支弁額		
徴収月額	生保・中国				
【扶養義務者】			【入退院履歴】		
均等割	所得割			～	
所得税	生保・中国			～	
基準月額	階層区分			～	
施設支弁額				～	
徴収月額				～	
収受番号		決 定 日	年 月 日		
収 受 日	年 月 日	施 行 日	年 月 日		
起 案 日	年 月 日				

別記第 3 号様式中「第 3 号様式」を「別記第 3 号様式 (第 3 条関係)」に、「開廃停」を「医療」に改める。

別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までを削る。

別記第 7 号様式を次のように改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 7 号様式 (第 4 条関係)

措置申請書

年 月 日

江東区福祉事務所長 殿

申請者 (本人) 住所 江東区 丁目 番 号

電話番号 ()

氏 名

老人福祉法による措置を希望しますので申請します。

生年月日	年 月 日生			性 別	男・女
同居者 又は親 族の状 況	氏 名	続柄	年齢	住所及び電話番号	
				()	
				()	
				()	
措 置 の 理 由	現在いる場所				
	・在宅 ・病院 ・その他 ()				

別記第 8 号様式を次のように改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 8 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

措置開始・変更決定通知書

あなたの老人福祉法による措置を次のとおり決定しましたので、お知らせします。

【措置開始・変更年月日】 年 月 日

【あなたが受ける措置の種類】

種 類

名 称

所 在 地

【措置変更の内容】

措置開始

【措置開始・変更の理由】

（身体、精神、環境、経済、 ）的理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 14 条第 1 項の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に江東区を被告（江東区長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければなりません。

別記第 9 号様式を次のように改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 9 号様式 (第 5 条関係)		
	第	号
	年	月 日
様		
	江東区福祉事務所長	
措置廃止決定通知書		
年	月	日 第 号により決定したあなたの老人福祉法による措置を次のとおり廃止することを決定しましたので、お知らせします。
【廃止した措置の種類】		
【廃止する時期】		年 月 日
【理 由】		
この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 14 条第 1 項の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に江東区を被告(江東区長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければなりません。		

別記第 10 号様式を次のように改め、同様式を
別記第 7 号様式とする。

別記第 10 号様式（第 5 条関係）

措置申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

年 月 日をもって申請のあった施設入所については、下
記の理由により措置しないことに決定しましたので、通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 14 条第 1 項の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に江東区を被告（江東区長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、この処分の通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければなりません。

別記第 11 号様式を次のように改め、同様式を
別記第 8 号様式とする。

別記第 11 号様式 (第 6 条関係)	
	第 号
	年 月 日
様	
	江東区福祉事務所長
入所依頼書	
老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、下記の者の入所を貴施設に依頼します。	
フリガナ 【氏 名】	
(生年月日・性別)	
【住 所】	
【同居者又は親族の状況】	
【身体状況】	身障 種 級
【生活状況】	
疾病名	発病年月日
健康 (虚弱・時々臥床・臥床)	
床寝具の上げ下ろし (可・一部可・否)、食事 (可・一部可・否)	
用便 (可・一部可・否)、寝起き (可・一部可・否)	
歩行 (可・一部可・否)、洗面 (可・一部可・否)	
入浴 (可・一部可・否)、洗濯 (可・一部可・否)	
着替え (可・一部可・否)	
【委託開始年月日】	年 月 日

別記第 1 2 号様式中「（第 1 2 号様式）」を「別記第 1 2 号様式（第 6 条関係）」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 1 3 号様式を次のように改め、同様式を別記第 1 0 号様式とする。

別記第 1 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

入所廃止通知書

次の者に係る老人福祉法第 1 1 条第 1 項の規定による入所措置を廃止しましたので、通知します。

フリ ガナ
【氏 名】

（生年月日・性別）

【住 所】

【措置年月日】 年 月 日

【廃止年月日】 年 月 日

【廃止の理由】

別記第14号様式中「(第14号様式)」を「別記第14号様式(第6条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第15号様式中「(第15号様式)」を「別記第15号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「第11条第1項第2号」を「第11条第2項」に、「葬祭予定日」を「葬祭予定年月日」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第16号様式中「(第16号様式)」を「別記第16号様式(第8条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の老人福祉法施行細則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第57号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則(昭和60年11月江東区規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表江東区立大島駅自転車駐車場の項を次のように改める。

江東区立大島駅自転車駐車場				3,000 円		9,000 円		3,000 円		9,000 円	100 円	200 円
---------------	--	--	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	----------	----------

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

規 則 （ 教 ）

る。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を公布する。

平成20年10月24日

江東区教育委員会

教育委員長 滝 沢 哲 志

教育委員 荒 井 秀 樹

◎江東区教育委員会規則第18号

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

（江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項第4号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条、第13条、第16条第1項第1号及び第16条の2の見出し及び同条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第3条 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号、第6条及び第8条第2項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第4条 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号及び第7条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行す

規 則 (議)

江東区議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 20 年 10 月 31 日

江東区議会議長 星 野 博

◎江東区議会規則第 1 号

江東区議会会議規則の一部を改正する規則
江東区議会会議規則（昭和 31 年 9 月区議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 121 条第 1 項中「法第 100 条第 12 項」を「法第 100 条第 13 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 (教)

◎江東区教育委員会訓令甲第 7 号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

江東区立学校職員出勤簿整理規程（平成 12 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 12 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 10 月 24 日

江東区教育委員会

別表中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

告	示
---	---

◎江東区告示第232号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1箇月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成20年10月7日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第236号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項ただし書きの規定により、平成20年12月15日をもって景観行政団体となるので、同条第7項の規定により告示する。

平成20年10月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年10月20日

江東区長 山 崎 孝 明

記

番 号	第6号	
指 定 年 月 日	平成20年10月20日	
道 路 の 位 置	江東区北砂六丁目716番4、6、7、8、9、10	
道 路 の 規 模 (単位メートル)	指 定	
	幅 員	延 長
	4.00	19.59
申 請 者 住 所 氏 名	東京都足立区東綾瀬一丁目28番23号 有限会社 邑建築設計事務所 代表取締役 蓮川 正則	

◎江東区告示第239号

平成20年東京都告示第1312号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦 覧 場 所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
---------	---

◎江東区告示第240号

平成20年東京都告示第1314号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦 覧 場 所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
---------	---

◎江東区告示第241号

平成20年東京都告示第1310号に係る東京都市計画区域区分の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦 覧 場 所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
---------	---

◎江東区告示第242号

平成20年東京都告示第1311号に係る東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦 覧 場 所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
---------	---

◎江東区告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火

地域を変更したので同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

平成20年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域
都市計画を定める土地の区域	防火地域 追加する部分 有明一丁目及び豊洲六丁目各地内 準防火地域 追加する部分 有明一丁目地内 削除する部分 豊洲六丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課(庁舎5階)

22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月31日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 平成20年度江東区一般会計補正予算(第2号)

◎江東区告示第244号

平成20年9月22日、下記の者からなされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入届は、虚偽の届出であることが判明したので、この届出を取り消すこととし、下記の住民票の写しを無効とする。

平成20年10月22日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 事件本人

(1) 住所

東京都江東区潮見二丁目1番10号
メゾン・デ・ラ・メール407

(2) 氏名等

羽鳥 貴夫 昭和47年6月12日生
羽鳥 みか 昭和52年11月17日生
羽鳥 愛梨 平成14年3月19日生
羽鳥 功起 平成16年1月24日生
羽鳥 由真 平成20年7月30日生

(3) 前住所

東京都港区元麻布一丁目3番1-2703号

2 無効とする住民票の写し

平成20年9月22日から平成20年10月16日までの間に発行したもの

◎江東区告示第251号

平成20年10月31日、江東区議会の議決を経た、平成20年度補正予算を地方自治法(昭和

平成20年度江東区一般会計補正予算（第2号）

平成20年度江東区一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,464,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,586,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	特 別 区 交 付 金	46,095,431	117,639	46,213,070
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	46,095,431	117,639	46,213,070
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,235,313	10,000	3,245,313
	1 負 担 金	3,235,313	10,000	3,245,313
14	国 庫 支 出 金	15,374,516	12,878	15,387,394
	2 国 庫 補 助 金	1,390,753	12,878	1,403,631
15	都 支 出 金	6,214,191	124,115	6,338,306
	2 都 補 助 金	1,444,175	124,115	1,568,290
19	繰 越 金	2,400,000	1,199,368	3,599,368
	1 繰 越 金	2,400,000	1,199,368	3,599,368
	歳 入 合 計	147,122,000	1,464,000	148,586,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	18,039,523	525,804	18,565,327
	1 総 務 管 理 費	12,049,572	517,465	12,567,037
	2 徴 税 費	1,580,700	8,339	1,589,039
3	民 生 費	53,336,682	320,335	53,657,017
	1 社 会 福 祉 費	10,077,477	18,867	10,096,344
	2 高 齢 者 福 祉 費	4,935,811	29,476	4,965,287
	3 児 童 福 祉 費	24,659,748	271,992	24,931,740
4	衛 生 費	13,707,586	38,034	13,745,620
	1 衛 生 管 理 費	3,924,827	33,749	3,958,576
	2 環 境 衛 生 費	172,842	4,285	177,127
5	産 業 経 済 費	1,292,910	99,097	1,392,007
	1 商 工 費	1,292,910	99,097	1,392,007
6	土 木 費	10,504,484	141,587	10,646,071
	1 土 木 管 理 費	1,231,998	13,827	1,245,825
	2 道 路 橋 梁 費	4,182,676	90,078	4,272,754
	3 河 川 費	431,810	33,575	465,385
	4 公 園 費	2,531,842	4,107	2,535,949
7	教 育 費	30,709,753	214,146	30,923,899
	2 小 学 校 費	9,076,431	193,071	9,269,502
	3 中 学 校 費	4,207,514	9,000	4,216,514
	6 社 会 教 育 費	2,410,974	12,075	2,423,049

9	諸	支	出	金	10,639,609	124,997	10,764,606
	3	諸		費	30,000	124,997	154,997
歳 出 合 計					147,122,000	1,464,000	148,586,000

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
認知症高齢者グループホーム整備事業 ((仮称) プチひまわり北砂)	平成21年度	千円 67,500
(仮称) 千田保育園整備事業	平成21年度	418,015

変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
塩浜保育園改築事業	補正前	平成21年度 ～	千円 334,025
	補正後	平成22年度	375,032
明治小学校増築事業	補正前	平成21年度	455,058
	補正後		501,632
豊洲北小学校増築事業	補正前	平成21年度	457,240
	補正後		491,076
(仮称) 有明小学校整備事業	補正前	平成21年度 ～	2,884,235
	補正後	平成22年度	3,095,123
(仮称) 有明中学校整備事業	補正前	平成21年度 ～	2,599,020
	補正後	平成22年度	2,789,053

◎江東区告示第255号

特定商業施設変更届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱(平成12年6月29日江地商発第66号)第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

平成20年11月4日

江東区長 山 崎 孝 明
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日	平成20年10月3日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所	東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区民部経済課(庁舎4階)
特定商業施設変更届出書の縦覧期間	平成20年11月4日から平成21年1月4日まで

内容 変 更 の 概 要	特定商業施設において営業を営む者の名称	旧名称 ユニクロ 新名称 古本市場及びファミリーマート
	変更する年月日	平成20年12月12日
	営業時間	古本市場 10時00分から0時00分まで ファミリーマート 0時00分から0時00分まで(24時間)
	荷さばきを行うことができる時間帯	変更前 8時30分から21時30分まで 変更後 0時00分から0時00分まで(24時間)

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第20号

下記により、平成20年第10回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成20年10月21日

江東区教育委員会

委員長 滝 沢 哲 志
記

1 日 時 平成20年10月24日（金）
午前10時30分

2 場 所 江東区役所

3 議 題

日程第1 議案第45号 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

日程第2 議案第46号 江東区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正

4 教育長の報告

(1) 文教委員会報告事項について ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第27号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を次のとおり告示する。

平成20年10月17日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所 江東区役所

江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第28号

江東区選挙管理委員会規程（平成15年7月江東区選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

平成20年10月31日

江東区選挙管理委員会

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「関する」を「関し」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条第1項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「くじを引く」を「、くじを引く」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条第4項中「住所、氏名」を「住所及び氏名」に改める。

第4条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「または」を「又は」に、「住所、氏名」を「住所及び氏名」に改める。

第11条第5号中「振替え」を「振替」に改め、同条第6号中「管外」を「近接地外」に改める。

第13条の2の表選挙係の項中

「(7) 検察審査会法に関すること。」を

「(7) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員候補者予定者名簿の調整に関すること。」

(8) 検察審査会法（昭和23年法律第147号）に定める検察審査員候補者予定者名簿の調整に関すること。」

に改める。

第15条第1項、第2項及び第4項中「うけ」を「受け」に改める。

第16条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「管内」を「近接地内」に、「振替え」

を「振替」に改める。

第20条中「、回議文書に「後関」としるし」を削り、「、事後すみやかに」を「事後速やかに」に改める。

第21条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第22条中「東京都」を削る。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第23条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第23条関係)」に改める。

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成20年度第3回定期監査の結果に対し、江東区長及び江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成20年11月4日

江東区監査委員	寺	山	寛
同	高	橋	政子
同	山	本	香代子
同	秋	田	茂夫

〔別紙〕

平成20年度第3回定期監査指摘事項措置報告書

〔総務部 総務課〕

指摘事項	措置事項	実施時期
江東区立都市公園条例の改正に伴い、雨量観測システムに係る使用料は、平成19年4月1日より改定され、4,092円を徴収すべきところ、3,414円を徴収していた。	このたびの監査指摘を踏まえ、使用料の調定、収入事務においては、江東区行政財産使用料条例、江東区公有財産管理規則及び江東区会計事務規則に基づき、適正に執行するよう周知徹底を図った。 なお、本件使用料の差額分678円については、相手方より徴収した。	事務監査の指摘を受けた翌日、平成20年7月3日より実施した。 なお、本件使用料の差額については、平成20年9月4日に収入した。

平成20年度第3回定期監査指摘事項措置報告書

〔保健福祉部 高齢福祉課〕

指摘事項	措置事項	実施時期
江東区立都市公園条例の改正に伴い、CATV自立柱に係る使用料は、平成19年4月1日より改定され、7,104円を徴収すべきところ、改定前の使用料7,152円を徴収していた。	過誤納額48円については、納入者に返戻した。 今後は、江東区行政財産使用料条例、江東区公有財産管理規則及び江東区会計事務規則に基づき、慎重・適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底を図った。	平成20年9月30日

平成20年度第3回定期監査指摘事項措置報告書

〔子ども生活部 子育て支援担当課〕

指摘事項	措置事項	実施時期
江東区立都市公園条例の改正に伴い、CATV自立柱に係る使用料は、平成19年4月1日より改定され、7,104円を徴収すべきところ、改定前の使用料7,152円を徴収していた。また、同様に公衆電話所に係る使用料についても、10,536円徴収すべきところ、10,608円徴収していた。	CATV自立柱に係る使用料のうち過納となった使用料48円について、納入者である東京ベイネットワーク株式会社に還付を行った。また、公衆電話所に係る使用料のうち過納となった使用料72円については、納入者である東日本電信電話株式会社東京支店に還付の説明を行ったところ、還付金の債権を放棄する旨申し出があった。この申し出について区で協議した結果、申し出を受けることとし、債権放棄で合意に至った。 今後は、江東区行政財産使用料条例、江東区公有財産管理規則及び江東区会計事務規則等の規程をふまえ、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底を図った。	平成20年8月12日

平成 20 年度第 3 回定期監査指摘事項措置報告書

〔土木部 交通対策課〕

指摘事項	措置事項	実施時期
江東区立都市公園条例の改正に伴い、CATV自立柱に係る使用料は、平成 19 年 4 月 1 日より改定され、7, 104 円を徴収すべきところ、改定前の使用料 7, 152 円を徴収していた。	使用料の調定、収入事務においては、江東区行政財産使用料条例、江東区公有財産管理規則及び江東区会計事務規則に基づき、適正な事務執行を行うよう職員に周知徹底を図った。 過誤納分 48 円については、20 江土交支第 373 号にて納入者宛に還付を執行した。	平成 20 年 9 月 3 日職員に周知するとともに還付手続きを開始し、納入者宛に 9 月 17 日還付を執行した。

平成 20 年度第 3 回定期監査指摘事項措置報告書

〔生涯学習部 生涯学習課〕

指摘事項	措置事項	実施時期
江東区立都市公園条例の改正に伴い、CATV自立柱に係る使用料は、平成 19 年 4 月 1 日より改定され、7, 104 円を徴収すべきところ、改定前の使用料 7, 152 円を徴収していた。	過誤納分 48 円については、平成 20 年 9 月 11 日に納入者あて還付を行った。 今後は、江東区行政財産使用料条例、江東区公有財産管理規則及び江東区会計事務規則等の規程を遵守した適正な事務処理を行うよう職員に対し周知徹底を図った。	平成 20 年 8 月 8 日付で職員に周知徹底を図った。

区 議 会

◎区議会議決事項（平成20年第3回定例会）

9月24日から10月31日まで会期38日間にわたって開会した平成20年第3回江東区議定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第58号 平成20年度江東区一般会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 町区域の新設、変更及び廃止について
- 議案第60号 特別区道路線の認定について
- 議案第61号 特別区道路線の廃止について
- 議案第62号 江東区立横十間川親水公園改修工事（その2）請負契約
- 議案第63号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第64号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 公益法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 江東区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
（以上10月31日原案可決）

2 選任の同意（区長提出）

- 議案第70号 江東区教育委員会委員選任同意方について

宇佐美 衛

- 議案第71号 江東区監査委員選任同意方について

高 橋 政 子

（以上10月31日同意）

3 報告（区長提出）

- 報告第4号 平成19年度決算に基づく江東

区健全化判断比率について

（9月24日報告）

4 議案（議員提出）

- 議員提出議案第9号 江東区議会会議規則の一部を改正する規則
- 議員提出議案第10号 固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書
- 議員提出議案第11号 都市再生機構賃貸住宅居住者の家賃改定及び居住支援に関する意見書
- 議員提出議案第12号 介護報酬の地域係数は正に関する意見書
- 議員提出議案第13号 高齢者及び心身障害者（児）の歯科保健医療の拡充を求める意見書
- 議員提出議案第14号 汚染米流通事件の全容解明と再発防止を求める意見書
- 議員提出議案第15号 妊婦が安心して出産できる周産期医療体制の充実を求める意見書

（以上10月31日原案可決）

5 認定

- 認定案第1号 平成19年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 認定案第2号 平成19年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 認定案第3号 平成19年度江東区老人保健会計歳入歳出決算
- 認定案第4号 平成19年度江東区介護保険会計歳入歳出決算

（以上10月31日認定）

6 陳情

- 19陳情第24号 歩行喫煙とタバコ・ゴミのポイ捨て禁止条例制定に関する陳情
- 19陳情第25号 容器包装廃プラスチックの分別回収・再資源化の実施を求める陳情
- 19陳情第45号の1 「不燃ごみとして出されているプラスチック

- 医療・介護保険制度特別委員会委員の選任について
(以上9月24日選任)
- 19陳情第56号 ックを清掃工場で焼却することについて」の陳情
飼い主のいない猫に関する陳情
(同趣旨の陳情外1件 19陳情第70号)
- 19陳情第85号の1 「廃プラスチックの収集・焼却」に関する陳情
- 20陳情第28号 廃プラスチックの資源化を求める陳情
- 20陳情第41号 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置の継続についての意見書の提出を求める陳情
(同一件名、同趣旨の陳情外1件 20陳情第44号)
- 20陳情第42号 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続についての意見書の提出を求める陳情
(同一件名、同趣旨の陳情外1件 20陳情第45号)
- 20陳情第43号 小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出を求める陳情
(同一件名、同趣旨の陳情外1件 20陳情第46号)
- 20陳情第49号 独立行政法人都市再生機構が平成21年4月の家賃値上げを行わないことを求める意見書提出に関する陳情
(以上10月31日採択)
- 7 その他の議決事項
常任委員会委員の所属変更について
(9月24日承認)
清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の辞任許可について
(9月24日許可)
議会運営委員会委員の選任について